第五章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定）

第三十六条　建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2　所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3　前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第三十七条　所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第三十八条　所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十六条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十七条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録）

第三十九条　第十五条第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四　第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第四十一条　国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第四十五条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ　次の(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数（その数が二未満であるときは、二）以上であること。

(1)　床面積の合計が一万平方メートル未満の特定建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を三百五十で除した数

(2)　床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を二百五十で除した数

(3)　床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物　建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う特定建築物の棟数を百二十で除した数

ロ　イ(1)から(3)までに掲げる特定建築物の区分の二以上にわたる特定建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合にあっては、第四十五条の適合性判定員の総数が、それらの区分に応じそれぞれイ(1)から(3)までに定める数を合計した数（その数が二未満であるときは、二）以上であること。

二　登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者（以下この号及び第五十八条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十八条第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十八条第一項第二号ロにおいて同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

三　判定の業務を適正に行うために判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四　債務超過の状態にないこと。

2　登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録建築物エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う事務所の所在地

四　第四十五条の適合性判定員の氏名

五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の公示等）

第四十二条　国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の更新）

第四十三条　登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第三十九条から第四十一条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。